

公委第 700397 号

弁明通知公示送達書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センターに保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年9月25日

京都府公安委員会



記

1 弁明書の提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85の3
京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター

2 弁明書の提出期限

令和8年10月 9日 まで

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

[illegible][illegible]

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。